

# 社会福祉法人 幸聖福社会 役員の報酬等に関する規定

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人幸聖福社会（以下「法人」という）の役員に支給する役員報酬（以下「月額報酬」という）等に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外についてはこの規定による。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする

## (報酬等の支給)

第3条 法人の役員のうち、理事長及び業務担当理事に対して役員報酬を支給する。ただし、職員であるものを除く。

## (非常勤役員および評議員に対する報酬)

第4条 役員及び評議員（理事長の申出により、理事会等への出席を求められた関係者を含む。ただし、業務担当理事、職員であるものを除く。）が、法人の業務に従事したときは報酬を支給する。

- 2 報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 役員等の報酬総額は別表2に定めて、その限度額内で評議員会において決定する。

## (支給日)

第5条 役員への月額報酬の支払日については、は職員給与支給日に準ずる。

2 非常勤の役員等に対する報酬については、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、月額報酬として支給する。

## (控除金)

第6条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

- 2 非常勤役員の場合はその都度相談に応ずる。

(旅費)

第7条 理事長及び業務担当理事に、職員に準じて旅費を支給する。

(交通費)

第8条 理事長及び業務担当理事に、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

2 非常勤の役員等には、報酬に含まれるものとして支給しない。

(費用弁償)

第9条 役員等が理事長の申出により出張や第3条から前条までの法人業務以外の個別業務に携わった場合、支出した交通費、通信費、消耗品費、雑費等の諸経費については、その用途を明確にした領収証等を持って実費を支給する。

(実施に必要な事項)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の承認により決定するものとする。

別表1

区 分	報酬の額
理事会・評議員会・ 監事監査等	1回につき所得税控除後10,000円
そ の 他	評議員会で定める報酬総額の範囲内で、業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度、理事長が定める。

別表2

	各年度の総額
評 議 員	70万
理 事	800万
監 事	30万

附 則 この規程は、平成26年6月1日より改訂する。  
この規程は、平成28年1月20日より改訂する。  
改訂後の規程は、令和元年7月1日より施行する。